

岩波
講座

日本文学史 第二卷 古代

芸能の歴史

池田弥三郎

岩波書店

芸能の歴史

池田
弥三郎

目次

一	踏歌の日本化	三
二	祝福者の資格	五
三	山人と御薪	八
四	踏歌歌垣の交流	三
五	歌垣の諸相	一五
六	あらればしりと綿	一八
七	踏歌と催馬楽	三
八	神楽の次第 その一	二四

九	反問 附はしる	元
十	来訪する神	三
十一	才男ともどき	壹
十二	遊宴と歌謡	三
十三	神楽の次第 その二	四
十四	感染法	四
	参考文献	四

一 踏歌の日本化

明らかに、なにより起源を有する外来芸能であった踏歌タカの考察は、いかなる外来芸能といえどもすでにこれをうけ入れるべき素地としての日本在来の類似の芸能なくしては、決して栄ええなかったであろうこと、それどころか、うけ入れられることさえもなかったであろうことを、われわれにまず気づかせるであろう。日本人の生活に根ざしを有する類似の芸能がまずあって、はじめて外来の芸能は根をおろしえたのである。

踏歌は、奈良朝から平安朝にかけて盛んに行われ、宮廷の年中行事としての踏歌の節会までも成立させた。しかしその踏歌は、決して大陸における踏歌そのものではない。そしてその日本化は、単に踏歌の形を変えて日本風にした、と言うのではなく、そこに、在来の日本の芸能、あるいは芸能以前の民間伝承との習合、時には分化と言ったような形が見られる。まず第一に、すでに行われていた週期伝承の中に落ちつくことによってでなければ、外来の芸能は日本の芸能たりえなかった。外来の芸能が、まったく異風のものとして行われても、それはただ一度の偶然な事件であって、それは歴史的事実であつたかも知れないが決して民俗的事実ではなく、そうした突発的の行事は伝承せられることがなかった。

実を言うところの言い方も逆であつて、むしろ生活的事実が伝承せられ、伝承の事実となつたものが、はじめて記録せられることとなつたのである。ただ一度の偶発的事実は、歴史的事実としてさえ認識されなかった。つまり古代の文献の中に芸能資料を探る場合右の注意はすこぶる肝要であつて、目前において繰り返して行われている民俗的行事なり事実なりの起源を物語る伝承があつて、その伝承の事実が歴史として編集されたにすぎないことが多いのだ。もちろんこの場合も『古事記』と『日本紀』とは違いがあつて、『古事記』は伝承をあやまりなく伝えようとしていることがその表記法の工夫の上にも見られるのに対して、『日本紀』はむしろ伝承の背後の史伝を綴ろうとしている。編

纂の態度の根本にはそうした違いがあるが、ともに古伝承が資料となっている以上、その伝えた内容について、右に言った注意を忘れるわけにはいかない。

日本における踏歌は、すでに日本の芸能としての踏歌であり、その日本化が行われることによってのみ伝承されたのである。しなの踏歌に思いのままの変形が加えられて、日本人の生活の中にとり入れられたのである。従ってその考察は、芸能に限らず、あらゆる事物の起源を単純に大陸に持ち去ろうとして来た考え方に反省を与えるだろうし、芸能の起源を何年何月何日、誰それのどういう目的によって初められたとする「事始め」式考え方についても疑問をおこさせるであろう。

しなにおける踏歌について、実感的な記述は遺憾ながら力が及ばない。『年中行事抄』（成立未詳 続群書類従所収）の正月十六日踏歌の節会の条に引用してある『朝野僉載』によれば、

唐先天二年正月十五日、十六日、夜不閉城門、於京安福門外作燈、高廿丈、衣以錦繡、飾以金銀、望之如花樹、宮妓千余、衣羅綺曳錦繡、輝珠翠施香粉、妙簡長安万年少女婦千余人、於燈下踏歌、三日三夜、歡樂之極、未始有也。

唐の先天二年（七一三）は、わが国では元明天皇の和銅六年にあたるわけで、日本における踏歌の記事は、もう少し古く遡りうるが、ともかくこの記事によって、しなにおける踏歌の一端がうかがわれる。唐代の踏歌は、正月十五日から三日三夜にわたって行われた行事であって、燈を高くかかげたこと、これに宮妓千余、さらに長安の少年少女（万年は異本に少年とある方がいい。しかし踏歌の記事中、万年と書き違える理由も考えられないではない）千余が参加して行われたと言うのだ。この時に始めて行われたと言う記事ではなく、多分これ程盛大な事はこれまでになかったと言うことであろう。記録するに足る盛儀として書きとめたというのであろう。

日本における踏歌の記事については、伴信友（ばんのぶとも）（安永二年（一八四六））が、その著『比古婆衣』の中に「踏歌考」をものし、

踏歌の年立てを作製しているのにゆずりたい。⁽¹⁾ それによって摘記すると、日本においての記録の初見は天武天皇三年正月ということになる。ただしこの記録は『日本紀』にないことと、『年中行事秘抄』(著者未詳 群書類従所収)の異本には天武天皇三年は天平六年となっている。問題はさらにその記事だが、「男女無別、闇夜踏歌」とあって、珍しく一月一日に行われたという記録である。男踏歌女踏歌と別れたのは後のことであるのに、すなわち踏歌はもともと男女の別のなかったのが本体なのに、ことさら「男女無別」とことわっているのも異様である。

『日本紀』での初見は持統天皇七年正月十六日で「是日漢人等奏踏歌」と見える。踏歌の記事をたどって行くと、漢人踏歌以後に、唐人踏歌、宮人踏歌、里人踏歌、少年童女の踏歌、男踏歌、女踏歌などの名称が見られる。おそらく踏歌は、宮廷の正式の儀式として、なから移されたものではなく、婦化人の部落などに持って来られていた行事が、こうして宮廷において奏せられることになったのであろうが、「奏踏歌」とは、踏歌を演奏したと言うよりも、宮廷に参入してこれを奉ったという意味の方が深い。つまり、漢人等が宮廷において踏歌を演奏したのは、婦化人が参入して宮廷を祝福したと言ふことになるわけで、これは芸能の日本化の大事な階段を一步のぼったことになる。漢人唐人の踏歌が宮廷の行事となったことも、もち論日本化の大事な段階に進んだことだが、それよりも、しなな踏歌の行事には、祝福の目的は感じられないのに、日本の踏歌にその特色が加わったことは注意すべきである。

註

- 1 雑誌『芸能復興』に郡司正勝氏による芸能年表が連載中である(一一一九号 昭和二十七年より不定期刊 早稲田大学演劇博物館内、民族芸能の会)。

二 祝福者の資格

芸能の母胎としての信仰的宗教的伝承が、いかにして発生したかについては、今ここで触れないが、芸能が長く維

持伝承されて来た理由は、それが祝福の目的を持ったものであったからだと言えようと思う。日本の芸能の伝承の過程においては、それが祝福の目的をはたすために行われるのだと言う事を露骨に示している。もち論早くから、一方に娯楽の目的をも見せるようになって来たが、日本の芸能の全体にわたって、しかも時間的にも長く見られる目的は祝福である。むしろ日本の芸能の主題は祝福にあったと言えそうな程に、その演出が祝福にふれていないものはほとんどない。同時にこれが多くの日本の芸能が暗いやしい宿命を負うことになった理由の一つでもある。

従って日本の芸能を考える場合は祝福にやってくる者とこれを受ける者との対立を考えねばならないが、祝福にやってくる者は、われわれの家なり村なりの近くにゐる者ではない。もち論、村の中の子分子方筋の者の祝福もあるが、芸能の場合に見られる祝福は、主として遠い処からやってくる者という形をとる。つまり、芸能を行う者は旅行者だと言ふことになる。

遠い処からはるばると旅行して来て村や家を訪れて祝福する者は、実は本来は高い神であつたはずだが、従つてそうした資格で訪れて来た時は祝福の役に任ずるような低い関係位置にあつた者ではなかつたが、いつか遠来の旅行者の地位は来訪をうける者よりも低くなつて行つた。これはおそらくまれびとの資格の低下というよりも、資格の転換が行われたのだと思う。

日本人の歴史は高天原たかまはらよりの来臨以来常に移住の歴史であり、神々の伝承として伝えられた物語は、常にこの世で業を終えた神はその本所というべき世界に帰っている。移住した場合には必ずそこに先住者がおり、先住者は来住者に服従し屈伏している。この村落定着の歴史によつて、来住者の子孫である居住者は、常にその幸福をねたんでいる先住者によつて困まれていることになった。この村落へ、来住者のもとの本所より時をきめて強力な神——居住者の祖霊——が来臨して、かつてその村落における居住が初まつた最初の時の服従屈伏を再現する。まれびとは、先住者の後なる土地の精霊をよび出して、効果を新たにするために、最初の時と同じことを復演するわけである。

2 祝福者の資格

こうした客と主と、主に反抗する者との三者の鼎立を、芸能の上にとどめたものもあるが、宮廷が最高の首長となつて行くにつれて、来訪者は常に宮廷より位置が低いと言う関係が出来て来た。言わば、天皇には、まれびとの資格と、これをむかえる主人の資格とが二重に重なって来たわけである。こうして、大和宮廷が確立して、宮廷の歴史が歴史時代にはいつてからは、宮廷への来訪者は、常に来訪して服従を誓い、祝福することを仕事とすることになった。そしてこの宮廷において確立した形が、貴族、さらには地方の首長、村や家にまで次第に及んで行った。

来訪者は、まれびとの低落とともに、いつか精霊の資格と転換し、あるいは二重にかさなり合つて、自分の幸福を奉って忠実を表し、服従の形式によつて相手を祝福することになった。これは、まれびとの資格の、精霊のそれとの転換とも言えるが、同時に行事の手順の前段の省略とも言えるであろう。まれびとが精霊を圧伏する段階が演出されず、登場以前にすでに圧伏された精霊の登場から初まっていることになる。芸能は常にすべての段階が演出されるものではない。村々の週期的来訪者に、異様な風体の者があり、さらに妖怪のごとき者があるのは、神の一面の性格であるおそろしさの誇張でもあり、同時に、異界の者であることを示しているわけだ。宮廷を訪れた踏歌の群が、異様な風体の者を含んでいたことは後にのべる。

祝福にやつて来る者は、後には服従を誓う意味から離れて、特殊な技術、マジックの権威を持ていて、その力を分与して回ると言う形になり、そこから祝言職というべき者が発生した。これらの祝言職の徒も、村や家や、社や寺に隸属している者の場合は、祝福が信仰に維持されているが、後にはその隸属の関係が任意的になってしまつて、代償として得る錢や物が目的の業となり、形は芸能の徒であっても、すでにこじきの生活が初まっていることになる。そして祝福の徒の最後の段階が、単なるこじき、物もらいと言うことになる。近世には、門づけの祝福芸がことに入家の密集した三都の町々に出没したが、それらの祝福の徒の全段階を覆うて、祝福の徒をほかいびとと言った。こじきをほいと言うのも、こじきがもとは祝福の徒であったことを示している。

日本の村々の生活には、宮廷の生活が根源になっているものもち論あるが、古くはむしろ逆であって、宮廷の行事は、もと宮廷が農村の首長であった、小さな環境にあった頃の行事に由来するものが多い。そうした頃の来訪者が、宮廷が名実ともに日本の首長となって後にも、旧来の歴史を背負った祝福の徒は宮廷を訪問した。それらの徒は、自分たちの先祖がいかにして宮廷に服従するに至ったかと言う事を内容とする叙事詩を持っていてこれを奏上し、あるいは先祖の反抗と屈伏の様を再現した。国栖の奏、隼人舞などはそれである。しかもそうした芸能の台本として伝承された詞章は、集成されれば宮廷自身の歴史の一部を形成したわけである。

なお、大和の当麻の腰折田の地名説話として『日本紀』に伝えられた話は、たいまのけはやがのみのすくねに相撲でけ殺される話だが、けはやは土地の名を名告るその土地の人であり、それが住民に対して不幸をもたらしている処へ、出雲の国の人であるすくねが来りのぞんで、圧伏したと言う話で、国有名を取り去れば、遠来のまればとが土地の精霊を圧伏した話である。これなどは、農村で繰り返されている信仰行事、もしくは芸能が、固有名を得て、たちまちに歴史化したのだと言える例である。相撲ももち論古代の芸能として考えねばならぬものであることは言うまでもない。

注

- 1 「日本芸能史序説」『折口信夫全集』第一七卷（二三頁）等参照。

三 山人と御薪

『六国史』によって踏歌の記事を列記すると、

持統天皇七年（六九三）正月十六日……漢人等奏踏歌。

持統天皇八年（六九四）正月十七日、漢人奏踏歌。……十九日、唐人奏踏歌。

聖武天皇天平二年（七三〇）正月十六日……百官主典已上陪從踏歌、且奏且行、引入宮裏、以賜酒食、因令探短籍、……

聖武天皇天平十四年（七四二）正月十六日……酒酣奏五節田舞、訖更令少年童女踏歌。……

とある。踏歌は組織の大きな、様々な芸能及び芸能的要素を包含している芸能だが、右の記録のそれぞれが、すべて同じ形式によって行われたとは思われない。それは、「奏」と言い、「且奏且行」と記し、「令踏歌」と示している処にも、わずかに表記者の心配りがうかがえるが、要するに、奈良朝に至って、正月の饗宴としての踏歌がほぼ形をなしたらしく、持統朝の頃は、単に踏歌の群れが宮廷を訪れて、祝福を行ったと言う点に行事の中心が考えられていたのであろう。しかもそれが漢人唐人などの、帰化人によって行われた処に、意味がある。おそらくこれは、異界の者の来訪としてうけ入れられたものと思われ、それ故に宮廷のうける祝福として効果が期待されたのであろう。祝福の徒が遠処から来訪する者とすれば、隼人や国栖の場合を考えても、彼等がとくに帰化人であったことは一層意味深かったであろう。しかも、それがうけ入れられるためには、その前型としての異人来訪の行事があったはずであり、それは多分、山人の祝福のための来訪などが、漢人唐人の踏歌の来訪をうけ入れやすかったのであろう。山人の宮廷への来訪が記録に明らかでないのは、宮廷の場合、早く踏歌に翻訳されてしまったからだと言うことも考えられるであろう。平安朝の記録に見える男踏歌で明らかな様に、猥雑な者の参入は山人の異風が変転した姿であらう。

山人は、山城の王城の周辺の大社へは、後々まで訪れて来ている。大江匡房（長久二年—天永二年）の『江家次第』の平野祭の条に、

神祇官率御炊女四人、於東門彈琴哥舞以迎山人、山人廿人左右相分執賢木、立机前申祝詞、炊女四人受賢木、復座、給酒肴於山人、立新祭場退出、

又、梅宮祭の条に、

……山人候南門外、御琴師御神兒等迎之、盛酒肴於高机在門内、御琴師西面、御神兒南面、山人二人列立、申鎮神詞、畢御神兒二人進受賢木着本座……山人左右相分立薪庭中、而退出、

とある。もち論これらの山人は、山人に扮して奉仕したのであるが、こうして祭りの折に現実には現れる山人がいたことは、『万葉集』の歌に出て来る山人(巻二〇)を、通説のごとくにただちに仙人と訳すことに疑問を感じさせる。『万葉集』の編者も山人を仙と翻訳している(巻三・巻九)から、しなの文芸知識によって、そう見立てることを好んだ傾向もわかるが、出現すべき時に出現する異界の者としての山人がおったことは認めなければならない。もち論、村の青年が山にはいつて一定のものいみ生活を送り、祭りの場所に山の神の資格で現れたのには違いないが、海の彼岸にあったまればとの本所が、民族の生活が海辺を離れて野に入りこむにつれて、山の中に移り変わったのである。

平野や梅宮の祭りで、山人の来訪と薪を立てる事とが関連していることは、踏歌と山人とのつながりを、さらに説明することになる。

宮廷の記録に現れて来る御薪みかきの行事は、一応、踏歌との関連なく記されている。ただその日取りが十五日となっていて、わずかにその点で、踏歌との関連の手がかりを感じさせる。「持統紀」三年正月十五日に「文武官人進薪(みかまぎをしんず)」とあり、これ以後同日の進薪の記録が見える。一方『令』にはその「雑令」に「凡文武官人、毎年正月十五日並進薪」と記し、薪の大きさまで規定している(「長七尺、以二十株為一担」)。処が、国史における初見は「天武紀」四年(六七五)正月三日「百寮諸人初位以上進薪」とあるのがそれで、三日の行事となっている。これによると、本来進薪の行事は踏歌と無関係で、後に十五日に移って踏歌との関係が生じたかのごとくであるが、正月饗礼の暦日への配分が完了して、宮廷行事が固定した以前に遡ると、必ずしもそうは言われない。

元来この御薪は、山から訪れて来る山人の、正月の山づとであって、山人はそれを家々の門口に立てて行ったものらしいことは、民間伝承として今日に残った鬼木、にう木などによってほぼ推測せられている。それが宮廷において

は、早く百官の奉仕に変わっているが、おそらく初めは山人の資格において進めたものであり、それに対して一方に政治的な功利主義が働いたことも想像される。はるかに後代のものであるが、『年中行事歌合』（貞治五年成立に「御薪と申すは、百官悉く薪を奉るなり。たとえばこれも民の肩をやすめむために、宮内省に納められけるなり」と説いている考え方などが、案外早く働きかけているであろう。事実この薪が宮廷の一年間の燃料となった。しかし、天平二年に百官の踏歌の記事がある処から見ても、百官進薪に固定する以前は想像出来そうだと。ことに、踏歌と御薪との関連は、人々が久しく忘れなかったと見えて、歌の合理的な誤伝化にも、それをうかがうことが出来る。

『古今集』の大歌所の御歌の初めにある、

あたらしき年の初めに、かくしこそ 千年をかねて、たのしきをへめ

この歌は「大直日おなほひの歌」として伝えているのであるが、これは天平十四年の踏歌の記事中に、『続日本紀』が書きとめた歌、

あたらしき年の初めに、かくしこそ 仕へまつらめ。万代までに

と、同系統の歌であって、ともに天皇の御寿と御代の弥栄とを祝福した歌である。処が前の歌の「たのしきをへめ」を、いつの間にか「たのしきをつめ」と誤って伝え、その方がむしろ正統として伝わっている。「たのしきをへめ」は「楽しいことを完全にしよう」ということで、をへめのをふは「完全にする」ということだ。そのへの仮名がつと誤られたわけだが、それはただの見誤りではなく、正月に薪を宮廷に積むことの連想が働いて、つまりこの歌を御薪の時の歌だと言う様に思ひよせて、「たのし木を積み」だと考えたのである。楽しい木ではないが、木を積んで楽しむと言う風に合理化したのである。⁽¹⁾この誤謬の合理化の中に、踏歌と山人の来訪と進薪との関係についての記憶がうかがわれるであろう。

1 あたらしき年の歌については、高崎正秀博士『六歌仙前後』、同『金太郎誕生譚』にくわしい。

四 踏歌歌垣の交流

しなの帰化人によって伝えられた踏歌が、日本化したと言っても、日本の踏歌はしなのそれとはかなり異質のものである様だ。その根本は、日本の在来の習俗であった歌垣にあって、むしろ歌垣そのものが名称を転じたとさえ思われるふしが多い。

歌垣については、平群鮪^{へぐりのしほ}にまつわる伝承が『記紀』に伝えられているが、天平六年(七三四)二月の「聖武紀」、宝龜元年(七七〇)三月の「称徳紀」の歌垣は、名は歌垣であるがほとんど踏歌に近い。むしろ踏歌を歌垣と呼んだ記録とさえ思われる。

「聖武紀」によれば、男女二百三十余人によって行われた歌垣を、天皇が朱雀門に御して御覧になったという。その中には、五品^{ごほん}以上の風流なる者がまじり、長田王以下四人が「頭」となって、歌の本末を唱和したといい、その歌曲の名、難波曲^{なみのり}、倭部曲^{やまべり}、浅茅原曲^{あさぢがはら}、広瀬曲^{ひろせ}、八裳刺曲^{やつもさすり}を伝えている。

令都中士女縦覧極歛而罷、賜奉歌垣男女等祿有差、

とある。これはおそらく都大路を練り歩いて来て、朱雀門に達したものと恐れ、この群行の形は、歌垣よりも踏歌と呼ぶにふさわしい。もち論朱雀門に達したのは、宮廷の祝福にはかならない。この歌曲の名は、想像の域を出ないが、歌曲の名が多く歌の第一句、時に第二句をもって名とする習慣であるから、『記紀』『万葉』その他の古謡の中にそれらしいものを指摘出来ないことではない。当然それらの歌の唱和は、宮廷の祝福にあったのだが、歌句のわずかに一句さえ、祝意に関連していれば、本来の創作動機と発想とは別に、いくらでも流用出来たのが日本の歌謡発唱の特

色であったから、おそらく新作の唱和ではなく、すでに何々曲の名で呼ばれている大歌を唱和したものであろう。

処がさらに「称徳紀」の歌垣になると、その歌を記録している。宝龜元年三月二十八日、河内の由義宮ゆぎのみや（弓削宮ゆげのみや）に天皇がおられた時の歌垣である。葛井、船、津、文、武生、蔵の六氏の男女二百三十人が歌垣に供奉した。この六氏の中、葛井氏は大族であって必しも決定は出来ないが、船氏以下すべて帰化人であることは明らかだから、多分この参加者はすべて帰化人だったのだろう。河内の西京（平城京）に対して、弓削宮を言うにまします天皇のもとへ、河内を本貫とする帰化人が祝福に来たわけであって、これも名は歌垣だが、実質は踏歌である。「男女相並、分行徐進」とあり、明らかに大路を行進している。その時の歌、

をとめらにをのこ立ち添ひ、ふみならす西の京は、よろづよの宮

この歌で、特にふみならずと言っているのは、踏歌の踏であって、大地をふみしずめる行為をとまったのは、いかなるの踏歌であった。万代の宮とは西の京を、万代に栄えませという祝福の文句であるが、この語は踏歌と深いかかわりを有する語句である。次の歌は、

淵も瀬も 清くさやけし。はかた川。千年を待ちて澄める川かも

はかた川は中河内郡を流れる川で、大和川の支流。おそらく西京は、はかた川のほとりにあったのであろう。王宮のほとりの川を讚美することは、同時に王宮の讚美ともなったわけである。

この二首の歌について、『統紀』の記述は、前のものを、「徐進、歌曰」として記し、あとの歌は「其歌垣歌曰」として、歌われた状況をかえて記しているが、あるいはこれで、後者は宮廷に練りこんで後の、後の踏歌から逆推すれば、宮廷の庭において宴する時の歌であることを記し分けているのかも知れぬ。歌はまだあったと言い、「其余四首、並是古詩、不復煩載」としている。古詩と記したものが、和歌であったか漢詩であったかはここだけでは決定出来ないが、多分漢詩であったろう。又、この時六氏の人に賜わった禄に「商布二千段、綿五百屯」とある。綿は後述する

が、注意を要する。

処が弓削宮で称徳天皇が踏歌を御覧になった宝龜元年より四年前、同じ天皇の天平神護二年（七六六）正月十四日、太政官符をもって、両京畿内の踏歌を禁断している。

禁断両京畿内踏歌事

右被右大臣今月十四日宣称。奉勅今聞里中踏歌承前禁断。而不従捉搦猶濫行。嚴加禁断不得更然。若有強犯者追捕申上。

天平神護二年正月十四日

類聚三代格

しかしこの禁断の翌年、神護景雲元年十月二十四日、宮中では踏歌が行われている。

御大極殿、屈僧六百転読大般若經、奏唐高麗樂、及内教坊闕歌。『統紀』

内教坊闕歌（闕は踏と同じ。内教坊闕歌は『統紀』では闕を用いている）のことは、すでに天平宝字三年（七五九）正月十八日の条に見えていて、これが後に踏歌が男踏歌女踏歌と分れて来た原因の一つともなっている。男女ともに行う踏歌の風俗上の弊害をさけて分けたのだと言うのだが、もともと宮廷内部に、女歌女舞としての内教坊闕歌が発達していた。男踏歌女踏歌と分れたことについて、通説の説明は合理的であるが、本来女踏歌として形を整えるべき母胎が、それ以前にあったと見るべきである。従って禁断の翌年に内教坊闕歌があるのは、決して朝令暮改ではない。さらに前述のごとく、四年後に弓削宮で帰化人の踏歌が行われているのだが、これ等は禁断に言う「里中踏歌」には無関係だったのだろう。そしてこの里中踏歌こそ、歌垣そのものを指したものであろう。

注

- 1 藤田徳太郎氏はそれぞれの歌を推測しておられる（『古代歌謡の研究』昭和十二年金星堂）が、多分そうだろうが、決定的根拠はない。

五 歌垣の諸相

踏歌が政治家に好まれず、為政者によって禁断されたのは、踏歌の名で呼ばれるに至った歌垣であって、それは、歌舞の後に雑婚が行われたからである。民俗行事が歴史的事実の中に解消しかけている、平群鮎を中心とする『記紀』の伝承をみても、歌垣と言う行事には結婚の段階があることを示している。歌垣は結婚をもって、その行事が完成したのであって、その意味では、歌垣と言う名称は、行事の一部の段階の名であるにすぎぬ。

歌垣がそう呼ばれたのは、その行事の中心が、歌の発唱和にあるとみたらに違いないが、さらにそこには、地名に好字を特に選んだ精神が、やはり働きかけていると思う。いわばしいて行事の一段階に目をとめて表したのであって、そこには美化しようとした意識さえ感じられる。同時に歌垣の垣は、歌垣において、男女それぞれの群れの列立する様子を合理化した表記であって、本来はそうした意味ではなかったらう。語源的にはおそらく形容倒置格の語で、歌がきはかき歌であろう。そう考えるのが考えの筋としては最も穏当で、東国における歌垣を燿歌会と記し、かがい、と訓んでいるのは、かゝの再活用のか、が、から出た語であらう。さすれば歌垣と燿歌会とはさしてへだたりのある語ではなかったことになる。

歌垣もかがいも、歌をかけ合せる行事であるが、そのかけ合いは、それ自身を目的とするのではなく、かけ合いにおいて、男は言い勝ち、歌い勝とうとし、女はこれに負けまいとして抗争した。信仰的行事としては、女は抗争の果てに負けて、男の意に従わねばならないことになるわけだが、歌のかけ合いの勝負に重点がおかれ、信仰的に女が負ける結果を招来しなくともよくなって来ると、これはまったくの文芸的興味の方向に傾いて行く。平安期において、記録が俄かに豊富になって来る歌合は、もち論、一人二人の工夫発明によって始まったものではなく、歌垣のこの段階の、宮廷行事化と見るべきであらう。これは言うまでもなく、『万葉集』に早く記録をとどめた、額田王の歌などに

よって、その源流的な姿が想像されるであろう。歌合は当然芸能史においてとり扱うべき要素が濃いわけである。

一方、歌垣の場における結婚は、本来その結婚をもって、歌垣の行事が完成したとみるべき、重要な段階であった。『常陸風土記』の記録した歌垣とおぼしき行事は、すでにかなり後世的であって、村落生活における季節的遊宴の印象を帯びているが、これは行事そのものがすでにそうなっていたというのと平行して、この風土記の表現の特徴——多分にいふ文学の影響を示している文学的能度⁽¹⁾がうかがわれる——にもよるのである。

自坂已東諸国男女、春花開時、秋葉黄節、相携駢闐、飲食賡賓、騎歩登臨、遊樂栖遲、其唱曰、

として、歌を二首記しているが、歌垣とも囀歌会とも記していないが、俗諺をひいて、筑波峯之会と言っているから、当然筑波山のかがいとして書いているわけであろう。しかもこの記事は、多分に行樂的行事としてうけとられている。風土記にはなお宗教行事に発するらしい行樂がある⁽¹⁾。

そして、地方行事として伝承せられたものには、それら風土記の漢文表現よりも、もっと歌垣の面影を伝えているものがある。たとえば、南島の徳の島のまにかいだま、奄美大島のせったまにかいなどという行事は、盆の節の日に集った男女の歌のかけあい⁽²⁾で、しりとりに、あるいは関係ある内容をつらねながら、男と女とがかけ合せ、女が負けないと男が踊りながら女の頭をおさえつけて屈伏させるとい⁽³⁾うが、結婚までにはいかなかったらしい(三隅治雄氏報告)。高知県長岡郡西豊永村の山の中に、俗に柴折薬師と言われる国宝の薬師を祭る寺があり、この薬師の祭りには、近傍数里より数千の男女が参詣するが、注意すべきことは、夜に入⁽⁴⁾って、男女が互に問答をして、多くは男から問い、女から答える。この時女が返答が出来ないと、男の意に従わなければならないと言⁽⁵⁾う(寺石正路『土佐風俗と伝説』大正十四年郷土研究社)。この行事は、いわゆる男女のざこ寝の前に、こうした文言のかけ合いが行われると言⁽⁶⁾うことから、折口先生がつとに注意しておられる。今日「山遊び」の名で総括して考えられる民間行事は、多く配偶者選択の目的をもって行われているが、それは歌垣の末尾の段階が、歌との縁も断⁽⁷⁾って、そう言う目的を発見し、それによって維持